

I o T 乾ノリ生産システム開発・実証事業

【企画提案公募実施要領】

本県有明海は養殖ノリの有数の産地であり、養殖ノリの原藻を乾ノリに加工する技術が乾ノリの品質を大きく左右する。乾ノリの品質向上と漁家所得の向上を図るため、I o Tを活用して、安定した高品質乾ノリ生産が可能な乾ノリ生産支援システムを構築し、生産現場に普及を図る標記事業を実施する。

本事業の実施予定者を選定するための企画提案公募を以下のとおり実施する。

なお、本事業は、①センサー開発、②センサーの調達及び設置、③乾ノリ生産支援システム構築の3つの業務から構成されており、業務毎に、①補助金交付、②物品売買契約、③委託契約を行う。

1 事業の内容等

別途提示する業務仕様書（「I o T乾ノリ生産システム開発・実証業務仕様書」）のとおり

2 事業実施期間

別途提示する業務仕様書（「I o T乾ノリ生産システム開発・実証業務仕様書」）のとおり

3 予算規模

別途提示する業務仕様書（「I o T乾ノリ生産システム開発・実証業務仕様書」）のとおり

4 参加資格

本公募への提案は1事業者のみ、あるいは複数の事業者で業務を分担する共同提案が可能。ただし、参加する全ての事業者が次の条件を満たしていることが必要。

- (1) 当該業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）が規定する者に該当しないこと。
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成22年3月18日21総セ第28482号）に基づく指名停止期間中でない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者。
- (6) 打ち合わせ等円滑な業務遂行のため、主要な事業者は、福岡県内に事業所を設置し

ていること。

5 企画提案公募スケジュール

(1) 企画提案募集期間

平成29年4月7日(金)～5月8日(月)

(2) 公募説明会

① 日時：平成29年4月14日(金) 10:00～

② 場所：福岡県吉塚合同庁舎 802会議室

③ 事前申込み

説明会に参加される場合は、参加申込書(様式1号)をFAXにて提出すること

ア 申込期限

平成29年4月12日(水) 15時

イ 申込先

福岡県水産海洋技術センター有明海研究所 のり養殖課

TEL 0944-74-0530

FAX 0944-72-6170

※ 説明会への参加は応募の要件ではないが、応募を検討する場合は、可能な限り参加すること。

(3) 質問受付期間

平成29年4月7日(金)～4月21日(金)

※ 質問受付については、公募説明会に参加していることを前提とする。

本事業の内容等企画提案公募に関する質問は、別紙質問票(様式2号)により、FAXで受け付ける。(FAX送信後、電話にて連絡すること)

(4) 企画提案書類提出期限及び提出方法

① 持参する場合

平成29年5月8日(月)17時まで(必着)に(5)の提出先に提出すること。

※ 期限を過ぎた場合は受け付けない。

② 郵送する場合

郵便用封筒に「企画提案書等」在中の旨を朱書きし、平成29年5月8日(月)17時まで(必着)に(5)の提出先に到着するように送付すること。

※ 電子ファイルでの提出は受け付けない。

(5) 提出先

〒832-0055

柳川市吉富町728番地5

福岡県水産海洋技術センター有明海研究所 のり養殖課

(6) 企画のプレゼンテーション(審査)

平成29年5月15日(月)(予定)

※ 日時、場所は追って通知する。

※ 提案書提出の事業者には、企画内容をプレゼンテーションしていただき、審査を行う。

(7) 選定結果の通知

平成29年5月中旬予定

結果については、文書で通知する。

(8) 応募の無効

本要領に示した公募参加の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

(9) その他

①提出された企画書等は事業者の選定のみに使用する。

②企画書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とする。

③提出された企画書等は、採用の有無に関わらず返却しない。

6 企画提案書類の様式及び提出部数

①企画提案書（様式3号） 15部（A4版片面印刷）

※提案書は、提案業務の質問等に関する審査を受けるため、業務仕様書に従い、様式の各項目について記載すること。

②商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び定款の写し 1部

※個人事業主は個人事業の開廃業届出書の控え写し（税務署の受付印が押印されているもの）、その他法人及び団体は定款その他の規約の写し又はこれらの事項を証明するもの。

※本公募に提案する事業者全てについて提出すること。

③役員名簿（様式4号） 1部

※本公募に提案する事業者全てについて提出すること。

7 事業者の選定について

(1) 選定方法

選定審査委員会において企画提案書類の内容及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、最も優秀な提案を行った1事業者又は1事業者グループを選定する。

(2) 主な審査項目

①実施計画及び実施体制は、円滑な事業運営が実施できるものとなっているか。

②計画の内容は、十分な成果が得られるものとなっているか。

③実現性の高い実施内容となっているか。

8 補助金の交付及び契約について

選定された事業者（以下「選定事業者」）と以下の契約等の手続きを実施する

(1) センサー開発

- ・ 選定事業者又は事業者グループは、別添 I o Tシステム関連製品開発支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付申請等の手続きをそれぞれ実施する。
- ・ 補助対象の経費は、補助事業の実施に必要な経費（機械装置費、材料・消耗品費、外注加工費、旅費、開発に係る人件費（ソフトウェア、設計、加工等）、その他経費等）とし、原則として領収書等で確認できるものとする。
- ・ 交付決定額については、選定事業者の決定後、選定事業者が（公財）福岡県産業・科学技術振興財団に、改めて交付申請書及び実施計画書を提出し、交付決定により決定する。
- ・ 選定事業者が、ここで開発したセンサーの技術を用いて、当該事業終了後に、別途の事業展開をすることを妨げない。
- ・ 提出された提案書による当該業務に必要な経費の概算額は、交付決定額として担保・保証するものではない。

(2) センサーの調達及び設置

- ・ 選定事業者に対し、本業務に係る物品購入に係る随意契約の見積書徴収の相手方として特定し見積りを徴する。

見積りを徴した結果、妥当と判断されれば、契約を締結する。なお、契約締結に係る費用（印紙代等）は、選定事業者の負担とする。
- ・ 契約保証金

契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納付するものとする。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間満了時に全額返還する。

なお、次の場合には契約保証金が減免される。

 - ア 福岡県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合
 - イ 過去2年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- ・ 提出された提案書による当該業務に必要な経費の概算額は、契約額として担保・保証するものではない。

(3) 乾ノリ生産支援システム構築

- ・ 委託費の対象は、委託事業の実施に必要な経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費等）とし、原則として領収書等で確認できるものとする。
- ・ 選定事業者に対し、本業務に係る委託契約に係る随意契約の見積書徴収の相手方として特定し見積りを徴する。

見積りを徴した結果、妥当と判断されれば、契約を締結する。なお、契約締結に係

る費用（印紙代等）は、選定事業者の負担とする。

・ 契約保証金

契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納付するものとする。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間満了時に全額返還する。

なお、次の場合には契約保証金が減免される。

ア 福岡県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合

イ 過去2年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- ・ 選定事業者は、受託業務の実施を自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託することはできない。ただし、あらかじめ県の許可を受けた時は、この限りではない。
- ・ 福岡県は、上記「(1) センサー開発」、「(2) センサーの調達及び設置」の進捗状況によっては、事業を期間中に終了させることがある。
- ・ 提出された提案書による当該業務に必要な経費の概算額は、契約額として担保・保証するものではない。

(4) 留意事項

- ・ 選定事業者は、別紙の業務仕様書の内容を満たすセンサーを自ら準備できる場合は、当該開発事業の実施は必須ではない。但し、その際は仕様の条件を満たしたセンサーであることを証明する資料（任意様式）の提出を行うこと。

9 問い合わせ先

事業の問い合わせ

福岡県水産海洋技術センター有明海研究所 のり養殖課 担当：藤井

E-mail: fujii-n9650@pref.fukuoka.lg.jp

TEL: 0944-74-0530

FAX: 0944-72-6170